

一般社団法人日本有機資源協会 2025年度事業計画

1. 基本的な考え方

2024年度は、業務量の増加に伴う体制強化を図った上で、本協会の事務所移転によって生み出された会議室や打合せスペースを有効活用し、日々効率的な業務運営に努めました。

7府省が推進する「バイオマス産業都市」の選定数は、2025年2月末日時点で104市町村にまで増加し、バイオマス活用の事業化に向けた動きが進みました。また、脱炭素先行地域(2050年カーボンニュートラルに向けて、民生部門(家庭部門及び業務その他部門)の電力消費に伴うCO₂排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてそのほかの温室効果ガス排出削減についても、我が国全体の2030年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域)も、2025年2月末日時点で全国38道府県107市町村の81提案が選定されています。

また、2023年に成立したGX推進法に基づき、カーボンニュートラルと経済成長の両立を目指すべく、再生可能エネルギーの主力電源化、カーボンリサイクル燃料(メタネーション、SAF等)、2026年度のGX-ETS(排出量取引制度)、2028年度の化石燃料賦課金の本格導入等、関係施策が急速に推進されています。

本協会が運営・認定を行っているバイオマスを原料とした製品に付与する「バイオスマーク」に関しては、引き続き認定商品数が増加し、容器包装、インキ、事務用品など幅広い分野でバイオマス製品が流通するようになりました。バイオスマーク認定商品数は2025年3月4日時点で2,063点となっています。

このような2024年度の動きを踏まえ、2025年度は多様なバイオマス活用がさらに進むよう下記「3. 事業活動」を推進します。特に、以下について重点的に取り組みます。

- ① バイオマス活用推進事業において、バイオマス産業都市構想の策定、バイオマスの事業化に向けた調査や計画策定を支援します。
- ② バイオスマーク事業において、バイオスマーク認定商品の普及拡大に向けて、各業界団体をはじめバイオマス関連企業、消費者等への普及啓発を強化します。また、ホームページにおけるバイオスマーク認定商品検索機能の更なる充実を図るとともに、引き続き、バイオスマーク申請商品を適正に審査・認定します。
- ③ 人材育成事業において、バイオマスの正しい知識の修得や事業化を成功させるための各種研修を実施します。よりタイムリーで充実したカリキュラムを作成し、参加を呼びかけます。また、引き続きオンラインでの講義や研修資料の電子化による紙資源の削減を推進します。
- ④ 普及啓発事業において、協会全体のホームページの充実を図るとともに、バイオマスサロンの開催、サステナブルマテリアル展、国際バイオマス展等への出展を行います。
- ⑤ 国等からの委託・補助事業において、バイオマス関連の幅広い分野の事業について受注活動を行うとともに、採択された事業については様々な連携のもとで、期待に応える成果の創出に努めます。

これらの事業を展開するため、本協会は、わが国におけるバイオマス活用事業を総合的に推進する団体として、会員が力を合わせるとともに、国、地方公共団体、団体等と連携を維持・強化していきます。これにより、バイオマス活用を軸にして、SDGs、地域循環共生圏、災害時におけるレジリエンス強化、サーキュラーバイオエコノミーの推進に貢献してまいります。

2. 総会等の会議及び環境活動

(1) 総会

第14回定時総会 2025年6月30日 東京証券会館ホール

(2) 理事会

第40回理事会 2025年6月5日 馬事畜産会館

第41回理事会 2026年2月下旬 馬事畜産会館

(3) 監事会

第14回監事会 2025年5月22日 馬事畜産会館

(4) 運営戦略委員会

4回（四半期に1回程度） 馬事畜産会館

(5) エコアクション21

エコアクション21の仕組みの基で、環境経営目標、環境経営計画を立てて、環境保全のための取組を積極的に推進します。

(6) 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全職員が活躍できる職場環境の整備に努めます。

3. 事業活動

(1) バイオマス活用推進事業

本年度は、国のバイオマス事業化戦略に沿ったバイオマス産業都市構想等の策定の取組が各地で見込まれることから、その策定に対する支援を積極的に行います。

経済産業省資源エネルギー庁開催の「総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会」等にバイオマスの代表団体としてオブザーバー等の立場で出席し、バイオマス事業の状況、要望を伝えるとともに最新の情報収集等に努めます。

なお、バイオマス事業は多様化し、迅速な対応が求められています。本協会として重点的に取り組むべき事業の絞り込み検討を行い、積極的に新規事業の創設を図っていきます。

1) バイオマス活用推進活動の促進

バイオマス活用アドバイザー等との連携により、バイオマス産業都市構想の策定、都道府県・市町村のバイオマス活用推進計画の策定、バイオマス活用事業化の支援、バイオマス関連調査等に対する支援を積極的に行います。

2) バイオマス活用相談室の運営

当協会に設置するバイオマス活用相談室を運営し、資料提供、面談指導、実地指導、講演、執筆、委員の派遣等を実施します。

(2) バイオマスマーク事業

バイオマス製品等の生産・流通を促進し、バイオマス活用が円滑かつ適正に推進されるための市場形成とその発展のために、製品を評価し、基準に適合したものを推奨することを目的とする認証事業を行います。バイオマス由来の商品に「バイオマスマーク」を付すことにより、供給事業者のバイオマスに対する意識高揚と消費者のバイオマス認定商品への認識と利用の促進を図ります。

2025年3月4日時点で、バイオマスマーク商品の認定数は2,063点に達したところです。

本年度は、バイオマスマーク認定商品の普及拡大に向けて、各業界団体をはじめバイオマス関連企業、消費者等への普及啓発を強化するとともに、ホームページにおけるバイオマスマーク認定商品検索機能の更なる充実を図り、バイオマスマーク認定商品の普及を促進します。

(3) 人材育成事業

本年度は、バイオマスの事業化促進に役に立つ研修内容等をさらに充実させ、引き続き地域における事業の取組事例、最新の政策動向、技術情報等を交えた、各種研修を実施します。

なお、各種研修等の参加者の増大を図るため、実施日程等を早期に公表・通知するとともに、各種の機会を利用してPRを行います。

具体的には、オンラインで、以下の研修等を実施します。ただし、バイオマス活用アドバイザー養成研修は対面での実施とします。

1) バイオマス活用総合講座

バイオマス活用に関する政策、法令、技術、事業運営等全般にわたる知識を修得し、地域におけるバイオマスの活用を推進する担い手の養成を目的としています。また、本講座の修了者は、バイオマスアドバイザー（初級）として認定し、バイオマス活用アドバイザー養成研修の受講資格を付与します。

2) バイオマス活用アドバイザー養成研修

バイオマスの賦存量及び活用量の把握手法、製品やエネルギー等多様な変換・利用方法、農林水産業をはじめとする地域の様々な産業や自治体関係者等との連携等、多方面にわたる豊富な知見を有し、地域の実状を踏まえて関係者間の調整や事業化に向けた支援等により「現場を動かしていく」人材である「バイオマス活用アドバイザー」の養成を目的に実施します。なお、本研修の開催は、協力いただける受入自治体が見つかることを前提とします。

3) メタン発酵技術アドバイザー養成研修

バイオガス化・バイオ液肥製造事業における技術管理やメタン発酵施設の総括管理業務担当者に必要な知識・技術の習得を目的とする研修を実施します。

4) コンポスト生産管理者及びメタン発酵技術アドバイザーのフォローアップ研修

コンポスト生産管理者及びメタン発酵技術アドバイザーをフォローアップするため、養成研修修了後3年毎に同修了者として必要な最新の政策、法令、技術、事業運営等に関する研修を実施します。なお、隔年開催としており、本年度は実施年となっています。

(4) 技術調査事業

本年度は、本協会法人会員等の商業化可能な実用モデルの構築を目的としてテクノフォーラム等を開催し、広く関係者による知見の習得や情報・意見の交換を行います。

(5) 普及啓発事業

本年度は、バイオマス活用推進のため、以下の普及啓発事業を実施します。

1) ホームページの運営

広報（協会案内、協会活動、入会案内、行事・イベント、公募情報等）、バイオマスに関する各

種相談受付、出版物案内、バイオマスマークの紹介、バイオマス関連情報の提供等を行います。

2) 展示会等への参画

サステナブルマテリアル展、国際バイオマス展等の展示会等に積極的に参画し、バイオマスの事業化の推進を図ります。

3) バイオマスサロンの開催

会員をはじめ関係者が一堂に会しての、バイオマス活用に関して効果的な情報交換、有用な知見の習得を推進します。

4) メールニュースの配信

バイオマスに関するイベントや政策情報等を、原則週1回メールニュースとして配信します。

(6) 国際交流事業

本年度は、海外からの講演や打合せ依頼、視察対応要請があった場合に実施します。

(7) 出版事業

本年度は、書籍「メタン発酵システム」及び「バイオマスプラスチック」を積極的に販売します。既存のバイオマス活用ハンドブック及びこれまで取りまとめた調査報告書・マニュアル等についても、継続的に販売します。

(8) 国等からの委託・補助事業

1) 補助事業

関係省庁に、バイオマス活用に関わる事業の立案や制度設計について提案します。関係する国の委託・補助事業等の公募情報を注視し、これに積極的に応募し、事業の展開を図ります。

2) 受託事業

各協議会の事務局運営業務を遂行します。

- ①地域のバイオマスを活用したバイオマス産業都市構想の実現に資するため、バイオマス産業都市として選定された地域間のネットワーク化を目的に設立された「バイオマス産業都市推進協議会」（2014年7月23日に連絡協議会として設立、2018年10月29日に推進協議会として改名）からの委託を請け、事務局運営業務を行います。
- ②バイオマス製品の利用拡大を促進することを目的に設立された「日本バイオマス製品推進協議会」（2007年2月21日に設立）からの委託を請け、事務局運営業務を行います。
- ③バイオディーゼル燃料の円滑な普及拡大を目的に設立された「全国バイオディーゼル燃料利用推進協議会」（2007年3月19日に設立）からの委託を請け、事務局運営業務を行います。